

# 「改正」国公法は天下り自由化、財界奉仕の行政化。

青森県国公職長 今 正則

今国会で自民・公明によって、強引に会期を延長してまで採決を強行された「国家公務員法改正案」について、マスコミは必ず「天下り規制強化の」という枕詞をつけて報道し、いかにもこの法案が国民の批判が強い「天下り」の規制を強化する法案であるかのような印象を与えようと努力をしていましたが、はたして事実はどうなのか。この問題について、国公共闘の今議長に原稿を寄せてもらいました。

## 《二つの問題点》

この法には大きくいって二つの問題点があります。一つは「政・財・官の癒着」の温床である公務員の「天下り」規制の問題です。今一つは、労働基本権を棚上げしたまでの「新たな人事評価制度」の導入問題です。

## 《経過について》

その前提として、経過を説明する必要があります。

公務員制度改革については 04 年 12 月 24 日に閣議決定した「今後の行政改革の方針」

で、過去の経緯を踏まえて「関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討する」としていたもとで、行革推進本部と当該労働組合である国公労連と十分な協議が行われていない時点で経済財政諮問会議の議題として一方的な審議が進められました。その後、07 年 4 月 24 日に閣議決定され、翌 25 日に国会提出された国家公務員法改正等関連法案は「能力・実績主義の人事管理」と「再就職規制の見直し」を内容としており、まさに勤務条件そのものであるにも関わらず、労働基本権問題は先送りされ整合性のとれないものとなっています。

## 《経済財政諮問会議が閣議決定や労使間のルールを無視》

閣議決定に先立って、4 月 13 日に確認された公務員制度改革に関する政府・与党合意には「実現できる改革から迅速に実現し、公務員制度改革を前進させる」ことが盛り込まれていますが、これは 3 月 27 日に開催された諮問会議において民間議員から提出された「公務員制度改革」そのものであり、諮問会議が閣議決定事項と労使間のルールを無視したものであります。またそもそも経済財政諮問会議には、その設置目的からして公務員制度改革について意見を述べたり「了承」を与えるような権限はないはずなのに、いかにも諮問会議がお墨付きを与えたかのごとく装うところに選挙目当てがくっきりと表れています。さらに与党合意の中に出てくる『美しい国』を創る担い手・・・』については子供の作文としか言いようない、きわめて幼稚な表現と言わざるを得ません。

## 《憲法に基づいた国公法の規定》

さて、一つ目の「天下り」についてですが、現行の国公法第 103 条は、憲法第 15 条に規定された「国民全体の奉仕者」として、公務の公正・中立性を担保するために「私企業からの隔離」を求めていました。

## 《改正法は「天下り」の自由化、合法化につながり、官製談合を助長》

ところが、改正法はこの規定に沿った再就職の事前規制である退職後 2 年間、退職前 5 年間に就いていた職務と密接な関係のある営利企業に就職できないという現行の規制すら撤廃し、事後的な「行為規制」を導入して「官民人材交流センター」に再就職あっせんを一元化するとしています。

これでは「天下り」を根絶するどころか、逆にその自由化、合法化につながるものであり、財界・大企業の求めに応じて官民の垣根を限りなく低くし、人材交流を拡大することで、官製談合や「政・官・財の癒着」をいつそう助長し、公務をゆがめることになります。しかも、今後「有識者懇談会」で議論していくということですが、構成については首相が指名した者、更に内閣官房長官が入るとなれば、議論の行く末は決まったも同然ではないでしょうか。

## 《政府の真の狙いは財界による行政の乗っ取り》

こうした財界の意向を受けて、政治主導で強引に進めようとする政府の真の狙いは、全体の奉仕者として国民の権利保障のための行政から、民間企業の活動に奉仕する行政、つまり財界による行政の乗っ取りを着実に

進めているといつても過言ではありません。それだけではなく、公務リストラも進行しています。国会での議論の最中、渡辺行革担当大臣は「官民交流センターをつくらなければ公務員が定年までしがみつき、行革に反する」「交流センターはハローワークより就職率が高く中立」と答弁しています。よくこういう人が大臣になれたものです。

## 《官民人材交流センターは高級官僚の優遇政策であり、選挙目当て》

何のために定年制があるのでしょう。そして誰がつくった定年制の法律でしょう？！官僚が 50 歳前後で退職し、関連企業を渡り歩くことによって「政・官・財の癒着」、官製談合が発生していることは公知の事実、公務員は定年まで働くことを前提に採用しているはずではないのか、また、すべての労働者は失業したらハローワークでの求職活動をする、これが常識です。公務員、しかも高級官僚むけのセンターこそ優遇政策であり、どうして中立と言えるのでしょうか。何が何でもこの国会で通そうという意思の現われだったと思います（与党は参議院内閣委員会での採決を省略し、本会議で「中間報告」した上で採決する異例の形で 30 日未明に可決成立させました）。そういう実績づくりの意図の視線の先には参議院選挙があるのは見え見えでした。

## 《「成果主義」を、営利目的とは異質な公務に導入》

次に二つ目の人事評価制度についてです。「改正」法は、中央人事行政機関の役割を見直して政府・使用者の権限を強化し、「能力・

実績主義の人事管理」と称して新たな人事評価制度を構築するとしています。

その結果、任用、給与などに人事評価が反映されるにもかかわらず、政府はこれまで人事評価制度の「勤務条件制」を認めようとしませんでした。しかし与党提出の付帯決議に「労働基本権の検討」を盛り込まざるを得なかつたことと、労使交渉なしに新たな人事評価制度の検討もできないことは不可分一体であります。

02年の国会では当時の中島人事院総裁が「使用者の立場に立つ内閣が勤務条件に関する事項を政令で定めることは、憲法上の疑義が生じる」と述べています。

また、参考人質疑においても、日本経団連の専務理事が「人間が人間を評価するのは難しい」としてその弊害を認めていますし、公務員制度調査会の最終報告でも「差をつける評価というのは、公務では適当ではない」としています。その「成果主義」を、営利目的の民間企業とは異質な公務に導入することは、社会保険庁の例を見るまでもなく、ノルマ主義に陥る危険性が高く、効率性の向上にもつながりません。

#### 《民主的行政を国民に返す運動》

公務員制度の改革をいうのであれば、「政・官・財癒着」の温床である「天下り」を禁止し、採用試験で将来の処遇まで決定される特權的キャリア制度をなくし、公務員の働くルールとしての労働基本権を確立することがまず何よりも求められています。

財界・大企業に奉仕する行政の変質を許さず、国民のための民主的で公正・効率的な公務員制度を確立する立場から問題の解決を

はかっていく必要があります。同時に、政府・与党の狙いははっきりしています。それは参議院選挙目当ての実績づくりのために国会延長してまでこの法案が道具にされたということです。そのことに対し憤りを覚えるとともに、民主的行政を国民に返す運動の重要性がいままで大事な課題になってきていると考えます。

#### ◎自治体学校は延期になりました。

第49回自治体学校は当初7月27~29まで長野県松本市で開催される予定でしたが、先の国会の会期延長によって、参議院選挙の投票日が1週間延びたために、9月1~2に延期し、神奈川県で開催することになりました。

詳しいことは同封するリーフレットをご覧ください。

なお、ホテルのあっせんは近畿日本ツーリストで行ないますが、その他の参加者管理事務は全国自治研で行います。

#### ◎県社保協主催の講演会も、同じ理由で9月1日に延期になりました。詳しいことは後ほどお知らせします。

#### ◎第7回自治体・地域づくりセミナーは以下のように決まりました。

日時：10月20日（土）～21日（日）

場所：十和田市南公民館

宿泊場所：十和田市「しもやま旅館」

現在、打合せ会議をやり、具体的な中身を検討しています。ご意見がありましたら、事務局へお寄せください。

## 青森県地域自治体問題研究所 会報

2007年7月25日 第37号

【事務局】弘前大学農学部生命科学部 神田健策

〒036-8224 弘前市文京町3 TEL 0172-39-3828



### 命はぐくむ水田政策への転換を

年金者組合 小山内 孝

青森市の6月の田んぼは、広く緑一色で、風にそよぐ様子は一見大変美しい。青森市の平地の水生生物の生息する淡水の水面は、8割は水田とため池と用水路である。

しかし、都市化に伴って、水田とため池、土水路は、大幅に減少している。また、ここが大問題であるが、農地基盤整備、農業の機械化などにより、100m×100mの100a区画の大規模田んぼを作りかえられている。それに伴って土水路はなくなり、用水路のコンクリート化が進んでいる。その上、農薬、除草剤、化学肥料が必要以上に散布されている。このような状況の中で、多くの水生生物は、姿を消している。

メダカ、ドジョウ、タニシ、フナ、ナマズ、ゲンゴロウ、トンボ、ホタル、カエルが減少し、メダカ、タガメ（青森市では絶滅）、ゲンゴロウなどは絶滅危惧Ⅰ類やⅡ類（絶滅の危機に瀕している種）に指定されるまでになっている。土水路をゆったりとただよっていた、ホソバミズヒキモやコウホネなどのきれいな水草も見られなくなってしまった。どこにでも生息していた多くの水生動物や水草が姿を消しているのである。

日本の水田は長い歴史を持っているが、他の水生生物と共生的関係で、準自然的環境（品質改良されてきた稻も、だんだん野生生物と共生する関係になってきた）を保ってきたのである。

他県では「水田再生」の大きな動きがある。しかし本県の小学校の平成19年度版社会科副読教材『いいのち育むあおもりの農林水産業』では、水田の大区画農業推進が述べられ、水田から多数の生物が消えていくことには全く触れられていないかった。レイチェル・カーソンが書いたような『沈黙の春』になりつつあることを、意識している人は少ないのではないか。命はぐくむ水田政策への転換が求められているのである。